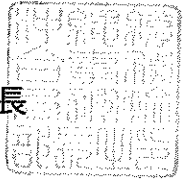


府運陸交第27号
平成29年2月9日

公益社団法人沖縄県トラック協会会長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長



「荷主への勧告について」の一部改正について

標記について、国土交通省自動車局長より別添にて全日本トラック協会会長あて要請を行っているところですが、貴協会におかれても傘下会員に対して周知徹底図られるようお願い致します。



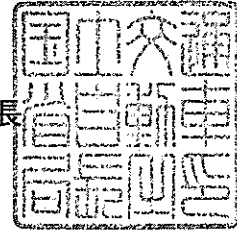
27



国自貨第 119 号
平成 29 年 1 月 13 日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長



「荷主への勧告について」の一部改正について

今般、「荷主への勧告について」（平成 26 年 1 月 22 日付け国自貨第 102 号）の一部を別紙新旧対照表の改正欄のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「荷主への勧告について」の一部改正について（新旧対照表）

改正	現行
<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 局 長</p> <p>荷主への勧告について</p> <p>貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。 なお、「荷主への勧告について」（平成15年2月14日付け国自貨第103号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。</p> <p>記</p> <p>1 発動要件等について (1) 要件 ア 荷主勧告の発動は、次の各要件を満たした上で行うものであること。 イ 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第17条第1項から第4項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」とい</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>自 動 車 局 長</p> <p>荷主への勧告について</p> <p>貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。 なお、「荷主への勧告について」（平成15年2月14日付け国自貨第103号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。</p> <p>記</p> <p>1 発動要件等について (1) 要件 ア 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第17条第1項から第3項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」とい</p>
<p>国自貨第 102号 平成 26年 1月 22日 一部改正 国自貨第 119号 平成 29年 1月 13日</p>	<p>国自貨第 102号 平成 26年 1月 22日</p>

う。) をする場合において行うものであること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

2 ～ 6 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年1月13日国自貨第119号)

1 この通達は、平成29年1月16日から施行する。

2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。

う。) をする場合において行うものであること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

2 ～ 6 (略)

附 則 (略)

別 添

国自貨第119号の2
平成29年1月13日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省
自 動 車 局 長

「荷主への勧告について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

国自貨第102号
平成26年1月22日
一部改正 国自貨第119号
平成29年1月13日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

荷主への勧告について

貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条の規定による荷主への勧告については、下記の点に留意して適切に運用されたい。

なお、「荷主への勧告について」（平成15年2月14日付け国自貨第103号）は、この通達の施行の日をもって廃止する。

記

1 発動要件等について

(1) 要件

荷主勧告の発動は、次の各要件を満たした上で行うものであること。

- ア 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対し、法第17条第1項から第4項まで（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことによる法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく輸送の安全確保の命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）又は法第33条第1号（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に該当したことによる法第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）に基づく許可の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）をする場合において行うものであること。
- イ 輸送の安全確保命令又は行政処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該違反行為を行った

事業者に対する輸送の安全確保命令又は行政処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときに行うものであること。

ウ あらかじめ、当該荷主勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴くこと。

(2) 定義

ア 違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるとき
事業者の違反行為に関し、荷主が指示、強要等を行ったことが明らかである場合を示す。

イ その他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められるとき

荷主が、優越的な地位や継続的な取引関係を不当に利用し、事業者に違反行為を惹起させるような行為を行った場合を示す。

ウ 輸送の安全確保命令又は行政処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるとき

当該荷主の取引に関し、事業者が当該違反行為を繰り返し行っている場合又は輸送の安全確保命令若しくは行政処分の後においても、事業者が当該違反行為を行うおそれがある場合を示す。

2 荷主勧告の具体的内容

法第64条第1項に規定する「違反行為の再発の防止を図るために執るべき適当な措置」とは、荷主の関与により、事業者が再び違反行為を行うことを防止するために必要な措置という意味であり、違反行為の内容に応じて、個別具体的にその再発防止に必要な内容を示すものとする。

3 荷主の範囲について

荷主勧告の対象となる荷主は、真荷主及び下請事業者に対する元請貨物利用運送事業者とする。

なお、元請が貨物自動車運送事業者である場合にあっては、法第22条の2に基づく輸送の安全確保阻害行為の禁止規定の適用を視野に入れ、必要に応じ、当該事業者に対する監査を実施すること。

4 所管大臣の意見の聴取について

荷主勧告（国土交通大臣が行った行政処分に係るものを除く。）に際し、地方運輸局長が、当該荷主勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴取しようとするときは、当分の間、国土交通大臣あて稟伺された

い。

5 荷主名及び概要の公表

荷主勧告を発動した場合は、原則として、荷主名及び概要を公表することとする。

6 荷主懇談会への参画及び連絡会議の開催について

輸送の安全を確保するためには、関係荷主所管官庁の協力を得ながら荷主への啓発活動を積極的に推進し、違反行為の発生を未然に防止することが必要不可欠である。

したがって、運賃料金の適正収受を図り、事業の健全な運営の確保に資するため、事業者及びその荷主並びにそれぞれの団体相互の協力体制の確立に努めることとし、今後とも、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が開催する荷主懇談会等に対し、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は運輸支局（運輸監理部を含む。）の担当官の参画に努めるとともに、地方運輸局においては、荷主所管官庁との連絡会議の設置及び運営について積極的に対応されたい。

附 則

- 1 この通達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。

附 則（平成29年1月13日国自貨第119号）

- 1 この通達は、平成29年1月16日から施行する。
- 2 この通達による荷主勧告の対象となる荷主の行為は、この通達の施行日以降のものとする。